



令和5年度一般会計補正予算（第5号）の概要

令和5年余市町議会第4回定例会において可決されました令和5年度一般会計補正予算（第5号）の概要をお知らせします。

補正予算の状況（第5号）

令和5年度一般会計補正予算（第5号）では、寄附に伴う各基金への積立金や、国の補正予算に伴う物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用して実施する各種事業の追加、支給決定者の増加に伴う障害福祉サービス費等給付費など、7億4,251万6千円を増額し、補正後の予算は112億7,470万1千円となりました。

主な歳出の補正内容（第5号）

●寄附に伴う各基金への積立金 （社会福祉施設等建設基金、ふるさと応援寄附基金、図書整備基金）	1億9,199万7千円	●税基幹システム改修委託料	259万6千円
●ふるさと納税取扱業務関連経費	1億1,127万円	●障害者福祉システム改修委託料	101万2千円
●高齢者世帯等物価高騰対策助成金事業費	744万3千円	●障害福祉サービス費等給付費	6,448万5千円
●学校給食費保護者負担軽減助成金	1,164万2千円	●余市協会病院救急医療体制維持補助金	1,854万8千円
●低所得世帯緊急支援給付金事業費	2億4,657万7千円	●一般廃棄物処理基本計画変更業務委託料	242万円
●子育て世帯物価高騰生活支援給付金事業費	6,167万2千円	●農業次世代人材投資資金交付金	694万8千円
		●余市町中小企業振興事業補助金	1,017万3千円
		●住宅取得等支援補助金	282万1千円
		●各公共施設燃料費及び光熱水費	708万8千円

問合せ 財政課 財政係 ☎ 21-2114



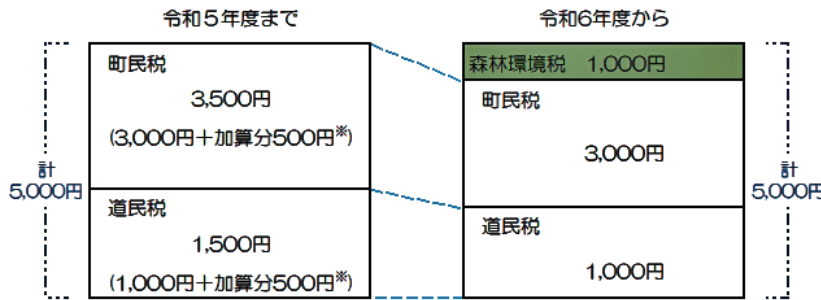
令和6年度から森林環境税（国税）の課税が始まります

森林環境税は、森林の有する公益的機能の維持増進の重要性を考慮し、森林整備やその促進のための施策の財源として創設された国税です。

令和6年度から、国内に住所を有する個人に対し、一人年額1,000円を個人の町道民税均等割と併せて市町村が賦課徴収することとされ、その税収は、全額が国からの「森林環境譲与税」として都道府県・市町村に譲与されます。

○町道民税均等割と森林環境税の内訳（均等割が課税されている場合）

森林環境税は均等割の枠組みで課税されるため、町道民税均等割が課税されている方の負担は変わりません。



※東日本大震災復興法に基づく臨時的加算（令和5年度で終了）

○森林環境税が課税されない人（非課税基準）

森林環境税は国税であることから、町道民税均等割の非課税基準とは若干異なり、次のとおりとなります。このため所得金額によっては、均等割が課税されない方でも森林環境税が課税される場合がありますのでご注意ください。

	森林環境税	(参考)町道民税均等割
扶養親族なし	合計所得金額が38万円以下 (給与収入のみの場合、収入金額93万円以下)	
扶養親族あり	合計所得金額が次の金額以下 28万円×(扶養親族の数+1)+26.8万円	合計所得金額が次の金額以下 28万円×(扶養親族の数+1)+27万円
障がい者・未成年者・寡婦またはひとり親に該当する方	合計所得金額が135万円以下	

※生活保護法による生活扶助を受けている方は、森林環境税、町道民税均等割とも非課税となります。
※扶養親族には同一生計配偶者を含みます。

問合せ 税務課 住民税係 ☎ 21-2115